

マイナンバー制度に関するお知らせ

平成 27 年 11 月

東日本銀行

平成 28 年 1 月より「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」にもとづき、マイナンバー制度がはじまります。

これに先立ち、平成 27 年 10 月より順次、個人のお客さまにはお住まいの市区町村から「通知カード」、法人のお客さまには国税庁から「法人番号指定通知書」がそれぞれ送付されます。

今後、当行では税分野での行政手続き(法定調書や非課税貯蓄申告書などへの記載等)のため、一部のお客さまにマイナンバーの提示をお願いいたします。

なお、具体的なご提示の方法につきましては、別途ご案内いたします。

【対象のお取引】

個人のお客さま

投資信託、マル優、マル特、財形貯蓄(年金・住宅)、外国送金(支払い・受け取り)など

法人のお客さま

投資信託、定期預金、通知預金、外国送金(支払い・受け取り)など

〈ご参考〉

「一般社団法人全国銀行協会」のホームページをご参照ください。

「内閣官房」のホームページをご参照ください。

Q&A

よくあるご質問と回答をご紹介します。

マイナンバーについて、銀行から案内がくるのですか。

平成 27 年(2015 年)12 月末時点で、投資信託をお持ちの方には、平成 28 年(2016 年)1 月下旬頃から、順次郵送(ダイレクトメール)にて、ご案内する予定です。

対象のお客さまは、平成 28 年(2016 年)年 1 月から 3 年間の間に、郵送等にてマイナンバーの提示が必要になります。

銀行へマイナンバーを伝える必要がある人はどんな人ですか。(個人のお客さま)

平成 27 年(2015 年)12 月末時点で投資信託口座・マル優・マル特などをお持ちのお客さまです。

また、平成 28 年(2016 年)1 月以降にこれらのお取引引きを開始される方は、ご依頼があった時点でマイナンバーの申告をお願いいたします。

詳細は後日改めて当行ホームページなどで、お知らせいたします。

マイナンバーをなぜ銀行に伝える必要があるのですか。

対象のお取り引きに関する法定書類などにマイナンバーを記載し、税務署に提出する必要があるためです。

例えば、投資信託をご利用のお客さまの場合、銀行はお客さまに代わって、税金を国へ納めています（源泉徴収）。その納税情報にマイナンバーを加える必要があります。

また、NISA、マル優、マル特等の非課税のお取り引きの場合は、マイナンバーの申告が、お取り引きの要件になります。

マイナンバーはいつまでに伝える必要があるのですか。

平成 27 年（2015 年）12 月末時点で対象のお取り引きをおこなっている場合、平成 30 年（2018 年）12 月までに申告をお願いします。

ただし、住所の変更などお届け事項に変更がある場合には、その時点で申告をお願いします。

詳細は、後日改めて当行ホームページなどでお知らせいたします。

以 上